

【論文】

諸外国における IFRS 適用規制と開示実践

－台湾・韓国の IFRS アドプションをめぐって－

IFRS Regulation and Disclosure Practices in Foreign Countries

— IFRS Adoption in Taiwan and Korea —

林 健 治

Hayashi Kenji

<目次>

- 1 はじめに
- 2 台湾におけるIFRS適用規制と事例分析
- 3 韓国におけるIFRS適用規制と事例分析
- 4 台湾・韓国のIFRSアドプションと財務報告の質
- 5 むすび

(要旨)

IFRS適用・導入状況に関する実態調査を行った結果によると、中小企業向け国際財務報告基準（SME向けIFRS）の導入については検討中であるが、国内の上場企業、金融機関に対し、一部修正、カーブアウトを含まないPure IFRSを強制適用するアドプション国・地域の増加が確認された。本稿では、台湾と韓国に焦点を当て、両国のIFRSアドプションに向けての制度設計を概観し、IFRS適用の純利益への影響に関する事例分析を行い、IFRSアドプション後の財務報告の質について検討している。

1 はじめに

2010年から2012年まで国際会計基準審議会（IASB）のボードメンバーであったPaul Pacterは、各国別IFRS適用状況に関するIASB財団の調査プロジェクトを統括する役割を与えられた。Pacterは、一組のグローバルな財務報告基準の採用に向けた各国・地域別進捗状況の把握を目的に調査を行い、その結果をまとめ、2014年1月および2015年7月発刊のCPA Journalに掲載した¹⁾。国内公開企業に対し、自国基準の適用を義務付け、IFRS適用を容認も強制もしないのは+が付されたボリビア、中国、エジプト、ギニア・ビサウ、インドネシア、ナイジャー、タイ、米国、イエメンのみである²⁾。表1の*が付されたIFRS任意適用国、金融機関にのみIFRSを強制適用する国は、日本を含む14カ国である（バミューダ、ケイマン諸島、グアテマラ、ホンジュラス、インド、日本、マダガスカル、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、サウジアラビア、スリナム、スイス、ウズベキスタン）。140のうち、116もの法的管轄区域（表中の無印）において、全部またはほとんどの公開企業（上場企業と金融機関）に対し、IFRS適用が要求されている。

欧州以外の国・地域においても国内公開企業に対し、自国GAAPに代えて、IFRSを強制適用する動きが広まっており、台湾・韓国もそのひとつである。本稿では、IFRS適用に関する台湾・韓国の会計規制を概観し、アニュアル・レポートを基に、台湾・韓国を本拠とする企業の開示実態を分析する³⁾。あわせて台湾・韓国企業をサンプルに含む実証研究の成果をレビューし、IFRS適用前後の財務報告の質について検討する。

表 1 IFRS 適用に関するプロフィール作成国または地域

アフガニスタン	ドイツ	オマーン
アルバニア	ガーナ	パキスタン
アンゴラ	ギリシャ	パレスチナ
アンギラ	グレナダ	パナマ*
アンチグア・バーブーダ	グアテマラ*	パラグアイ*
アルゼンチン	ギニア・ビサウ +	ペルー
アルメニア	ガイアナ	フィリピン
オーストラリア	ホンジュラス*	ポーランド
オーストリア	香港	ポルトガル
アゼルバイジャン	ハンガリー	ルーマニア
バハマ	アイスランド	ロシア
バーレーン	インド*	ルワンダ
バングラディシュ	インドネシア +	セントルシア
バルバドス	イラク	サウジアラビア*
ベルギー	アイルランド	セルビア
ベラルーシ	イスラエル	シエラレオネ
ベリーズ	イタリア	シンガポール
バミューダ*	ジャマイカ	スロバキア
ブータン	日本*	スロベニア
ボリビア +	ジョルダン	南アフリカ
ボスニアヘルツェゴビナ	ケニア	スペイン
ボツワナ	韓国	スリランカ
ブラジル	コソボ	セントキッツ・ネビス
ブルネイ	ラトビア	セントビンセント・グレナディーン
ブルガリア	レソト	スリナム*
カンボジア	リヒテンシュタイン	スワジランド
カナダ	リトアニア	スウェーデン
ケイマン諸島*	ルクセンブルグ	スイス*
チリ	マカオ +	シリア
中国 +	マケドニア	台湾
コロンビア	マダガスカル*	タンザニア
コスタリカ	マレーシア	タイ +
クロアチア	モルジブ	トリニダード・トバゴ
キプロス	マルタ	トルコ
チェコ共和国	マウリチウス	ウガンダ
デンマーク	メキシコ	ウクライナ
ドミニカ国	モルドバ	アラブ首長国連邦
ドミニカ共和国	モンゴリア	イギリス
エクアドル	モンセラー	米国 +
エジプト +	ミャンマー	ウルグアイ
エルサルバドル	ネパール	ウズベキスタン*
エストニア	オランダ	ベネゼーラ
欧州連合	ニュージーランド	ベトナム
フィジー	ニカラグア*	イエメン +
フィンランド	ナイジャール +	ザンビア
フランス	ナイジェリア	ジンバブエ
ジョージア	ノルウェー	

無印はすべての国内公開企業に対し、IFRS適用が強制されることを意味する。

*は少なくとも一部の国内公開企業に対し、IFRS適用が強制されるか、容認されることを表す。

+は国内公開企業に対し、IFRS適用が強制も容認もされないことを意味する。

(出所) Pacter [2015a], p.14.表のフォーマットを一部変更。

2 台湾における IFRS 適用規制と事例分析

2.1 台湾の IFRS アドプションへのロードマップ

米国経済への依存度が高いことにも起因して、政府機関代表、学者、経済団体代表、公認会計士などから構成される「財団法人中華民国会計研究発展基金会」(Accounting Research and Development Foundation: ARDF)は、1980年代から米国GAAPを参考に、会計基準を整備した⁴⁾。半導体製造などを基幹とする台湾企業は、米国GAAPと類似する台湾GAAPに従って財務諸表を作成した。その後、IFRSがEU諸国を中心に浸透したことを受けて、2009年6月5日に、次の4つのベネフィットを期待し、ARDFはIFRSアドプションのロードマップ⁵⁾を公表し、IFRSアドプションに向けて作業を進めてきた。

- (1) 国内会計基準をより効率的に整備し、台湾証券市場の国際的イメージの改善、グローバル・ランキングと国際競争力の向上に役立てる。
- (2) 国内企業と外国企業の財務諸表の比較可能性を高める。
- (3) 外国で上場する際に財務諸表の組替を不要にし、資金調達コストを下げる。
- (4) 外国子会社をもつ国内企業が単一組の会計基準を適用できるようにし、経営の効率化をはかる。

台湾の行政院金融管理委員会(Financial Supervisory Commission: FSC)は、フェーズI企業(FSCの監督下にある上場企業と金融機関で、信用組合、信販会社、および保険会社を除く)に対しては、2013年1月1日以降に開始される事業年度から財務諸表の作成に際し、2010年度版IFRSをベースとしたTIFRS(International Financial Reporting Standards ratified by Taiwan government)を強制適用することを求めた。TIFRSとは、ARDFがIFRSを中国語に翻訳したものである。一部のTIFRSには、IFRSの最新改訂が反映されておらず、固定資産に対し「再評価モデル」の適用が認められないなどIFRSとは違いがみられる⁶⁾。非公開会社はTIFRSの任意適用を認められず、台湾のGAAPに準拠しなければならない。

すでに外国証券市場に上場しているフェーズI企業、時価総額が100億NTドルを超えるフェーズI企業については、2012年1月1日に開始する事業年度からTIFRSに準拠し、連結財務諸表を作成することを容認した。FSCはフェーズII企業(未上場公開企業、信用組合、信販会社)に対しては、フェーズI企業より2年後の2015年1月1日以降に開始される事業年度からTIFRSに準拠し、連結財務諸表を作成することを要求し、2013年度からの早期適用も認めた。

自国GAAPからIFRSへ移行し、IFRSアドプション国となった台湾・韓国のプロフィールとIFRSの任意適用を容認する日本、IFRSを強制的に適用せず、IFRSの任意適用も容認しない米国のプロフィールを対比したのが表2である。

台湾の民間企業は台湾経済部の規制を受け、中小企業版IFRS(IFRS for SMEs)の適用を強制されない企業には、ARDFが設定する会計基準が適用される。Pacterの調査時点では、中小企業版IFRSのアドプションを行うかについては検討中であり、台湾においても日本、米国と同様に中小企業版IFRSは全面導入されていない。

表2 台湾、韓国、日本、米国の IFRS プロフィール

	台湾	韓国	日本	米国
公開会社（上場企業と金融機関） に強制適用される会計基準 上場企業	国内上場企業は以下のどちらか を選択 (a)FSC が受諾した IFRS (b)FSC が受諾した IASB 発行 IFRS	国内全上場企業に IFRS 強制 適用（当期または次期に上 場予定の企業を含む）	日本基準、IFRS、米国 GAAP のい ずれかを適用可。2010 年 3 月から 要件充足企業は連結財務諸表に IFRS 適用可。2013 年からは事実 上、全上場企業に IFRS 適用可。 2015 年 1 月現在の IFRS 適用東証 上場 62 社の時価総額は \$ 6,500 億	国内上場企業は FASB が公表する 米国 GAAP を適用。外国上場企業 は米国 GAAP、各国 GAAP、IFRS を 適用。IFRS を適用しても米国 GA AP への調整を要求しない。各国 GAAP 適用の場合は米国 GAAP への 調整を要する。外国企業約 500 社 が IFRS を適用
金融機関	信用組合、信販会社、保険会社 を除き、原則的に全金融機関に IFRS 適用	公開企業が否かを問わず、 金融機関に IFRS 強制適用。 相互貯蓄銀行の IFRS 適用は 2016 年 1 月 1 日以降開始年度 IFRS 適用強制	IFRS 適用容認	米国 GAAP 強制適用
個別財務諸表	IFRS 適用強制		IFRS 適用容認	個別財務諸表が作成されていれ ば、米国 GAAP 強制適用
IFRS 取込 企業が準拠する基準	IASB が公表する IFRS	IASB が公表する IFRS	IASB が公表する IFRS	国内企業は米国 GAAP、外国企業 は IASB が公表する IFRS に準拠 IFRS を適用する外国企業は監査 報告書で IFRS 準拠を明記 適用不可
監査報告書における IFRS 準拠記述	上記 (a) と (b) のいずれを選択し 財務諸表を作成したかを明記	IFRS 準拠すればそれを明記	IFRS 準拠すればそれを明記	
IFRS に対する修正	有形固定資産、無形固定資産、 採掘産業資産への再評価モデル の選択オプションの削除と発効 日の延期、みなし原価	IFRS のフルアドプションに 影響しない表示・開示要求	なし	
新または改訂基準の取込プロセス	解釈指針を含む IASB の公表基準 を ADRF が中国語に翻訳、翻訳を FSC がチェックし、取込	株式会社の外部監査法が 韓国会計基準審議会が翻訳 した IFRS の法的基礎を提供。 意見を公募後、政府が取込 完全版 IFRS を適用を選択し なければ外部監査対象の未 上場企業（金融機関以外） は韓国 GAAP を強制適用	正式な取込プロセスを経て 金融行が取込	適用不可
中小企業向けの会計基準	中小企業版 IFRS 適用を強制され ない企業は ADRF が設定する会計 基準を適用。台湾の民間企業は 経済省の規制を受ける。中小企 業版 IFRS のアドプション検討中		日本基準	一般目的財務諸表を作成するた めに中小企業版 IFRS の適用を強 制するか容認するかを決定する 公的機関はない

(出所) Pacter [2015b], p.95, p.98, p.151, p.160 を参照して筆者が作成。

2.2 台湾企業の IFRS 初度適用時の包括利益計算書

IFRS適用が台湾企業の純資産に与えた影響は、一般に軽微であったので⁷⁾、台湾 (R.O.C.) GAAPからTIFRSへの移行の利益への影響に着目する。以下では、米国証券市場において株式あるいはADRを発行し、資金調達を行い、英文アニュアル・レポートをSECに提出した台湾企業を取り上げ、IFRS適用の利益への影響を分析する。

最初に取り上げるのは、世界最大の半導体専門ICファンドリーメーカーTaiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited (以下「TSMC」と略す) である。TSMCは台湾証券取引所(TWSE)、ニューヨーク証券取引所(NYSE)に株式上場(銘柄名 TSM) している。TSMCは2013年からTIFRSを適用しており、SECに提出した2013年度のForm 20-Fの包括利益計算書(表3)において、R.O.C. GAAPからIFRSへの移行の影響を示し、包括利益計算書の注記において、R.O.C. GAAPとTIFRSの主要な相違を開示している。

表3 TSMC の包括利益計算書(決算日: 2012.12.31)

項目	R.O.C GAAP 百万 NT ドル	IFRS 移行の影響 認識測定 表示の差 の差		IFRS 百万 NT ドル	項目
純売上高	506,248.6	-	496.7	506,745.3	純売上収益
売上原価	262,628.7	(36.2)	-	262,592.5	売上原価
関連会社への売上控除前売上総利益					関連会社への売上に係る 未実現売上総利益控除前
	243,619.9	36.2	496.7	244,152.8	売上総利益
関連会社からの未実現売上総利益	(25.0)	-	-	(25.0)	関連会社への売上に係る 未実現売上総利益
売上総利益	243,594.9	36.2	496.7	244,127.8	売上総利益
営業費					
研究開発費	40,402.1	(15.0)	-	40,387.1	研究開発費
一般管理費	17,638.1	(5.1)	-	17,633.0	一般管理費
販売費	4,497.5	(1.3)	-	4,496.2	販売費
営業費合計	62,537.7	(21.4)	-	62,516.3	
	-	-	(449.4)	(449.4)	他の営業利益・損失
営業利益	181,057.2	57.6	47.3	181,162.1	営業利益
営業外損益					
持分法適用会社の利益					関連会社と共同支配事業 体への利益分配
	2,028.6	44.5	-	2,073.1	
受取利息	1,645.0	-	(1,645.0)	-	
決済利益	883.8	-	(883.8)	-	
為替差益	582.5	-	-	582.5	為替差益
金融資産の決済と処分に係る利益	541.1	-	(541.1)	-	
技術サービス収益	496.7	-	(496.7)	-	
その他	604.3	-	(604.3)	-	
	-	-	1,716.1	1,716.1	他の収益
	-	5.0	(2,857.3)	(2,852.3)	他の利益・損失
営業外利益・利得合計	6,782.0	49.5	(5,312.1)	1,519.4	
営業外費用・損失					
金融資産の減損損失	4,231.6	-	(4,231.6)	-	
支払利息	1,020.4	-	-	1,020.4	金融費用
遊休資産の減損損失	444.5	-	(444.5)	-	
有形固定資産の処分損失	31.8	-	(31.8)	-	
その他	556.9	-	(556.9)	-	
営業外費用・損失合計	6,285.2	-	(5,264.8)	1,020.4	
税引前当期純利益	181,554.0	107.1	-	181,661.1	税引前当期純利益
法人税	15,590.3	6,784.4	-	22,374.7	法人税
当期純利益	165,963.7	(6,677.3)	-	159,286.4	当期純利益
					その他の包括利益項目
				(678.2)	確定給付債務の再測定
					その他の包括利益項目に係る
				81.4	税務上の利得
				(4,322.7)	その他の包括利益項目
				9,534.3	在外営業活動の為替換算差額
				0.2	売却可能金融資産の公正価値変動
					キャッシュ・フローヘッジ
				54.9	関連会社と共同支配事業体のその 他の包括利益
				(409.3)	その他の包括利益に関連する法人税
				4,260.6	当期のその他の包括利益
				163,547.0	当期包括利益

(出所) TSMC の SEC 提出 2013 年度の Form 20-F (F-91, F-92)。

R.O.C. GAAPからTIFRSへの移行によって、技術サービスは営業外収益から売上に分類変更される。レンタル収益、有形固定資産の処分損益、遊休資産に係る減損損失などの営業外損益は、TIFRSによると、取引の性質に基づいて他の損益として報告される。TIFRSへの移行によって、損益計算書は包括利益計算書に変更される。包括利益計算書と損益計算書の重要な相違は、株主以外との取引から生じる持分の変動、すなわちその他の包括利益項目の追加である。その他の包括利益項目には、外国営業活動に伴う為替換算調整額、売却可能金融資産の評価差額、持分法適用投資会社の持分相当額、従業員年金給付に係る保険数理計算上の差異が含まれている。

半導体セミコンダクターのためのファンドリーソリューションを提供するUnited Microelectronics Corporation（以下「UMC」と略す）は、TWSEに株式上場し、NYSEで米国預託証券（ADR）を発行（銘柄名UMC）している。UMCは2013年からIFRSを適用しており、SECに提出した2013年のForm20-Fにおいて、R.O.C. GAAPからIFRSへの移行の影響を次のように開示している。

表4 UMCの包括利益計算書（決算日：2012.12.31）

項目	R.O.C. GAAP	IFRS 移行の影響		IFRS	注
		認識測定	表示の差		
	百万 NT ドル			百万 NT ドル	
純営業収益	115,674,763	-	-	115,674,763	
売上原価	(96,263,178)	(102,313)	-	(96,365,491)	i,iv
売上総利益	19,411,585	(102,313)	-	19,309,272	
関係会社間未実現利益	(89)	-	-	(89)	
関係会社間実現利益	365	-	-	365	
純売上総利益	19,411,861	(102,313)	-	19,309,548	
営業費用					
販売費	(2,748,753)	(54)	-	(2,748,807)	i,iv
一般管理費	(3,371,646)	210,375	-	(3,161,271)	i,iv
研究開発費	(9,786,831)	325	-	(9,786,506)	iv
小計	(15,907,230)	210,646	-	(15,696,584)	
-	-	-	(2,790,775)	(2,790,775)	iv
営業利益	3,504,631	108,333	(2,790,775)	822,189	
営業外収益					
受取利息	211,371	-	(211,371)	-	
持分法投資利益					
	718,527	(55,148)	-	663,379	iii,iv
受取配当金	1,021,699	10,752	(1,032,451)	-	iv
有形固定資産処分利益	661,309	-	(661,309)	-	
投資処分利益	5,345,609	(488,401)	(4,857,208)	-	iv
為替差益	353,157	(310,703)	77,883	120,337	ii
金融資産評価益	49,319	-	(49,319)	-	
その他の営業外収益	815,249	-	(815,249)	-	
-	-	-	1,243,822	1,243,822	
-	-	-	3,983,147	3,983,147	
小計	9,176,240	(843,500)	(2,322,055)	6,010,685	
営業外費用					
支払利息	(458,007)	-	458,007	-	
有形固定資産の処分損失	(30,706)	(244,043)	274,749	-	i
金融費用	(80,262)	-	80,262	-	
減損損失	(3,369,694)	(809,924)	4,179,618	-	i,iv
為替差損	-	77,883	(77,883)	-	ii
金融負債の評価損	(667,160)	-	667,160	-	
他の営業外費用	(72,083)	2,897	69,186	-	i,iv
-	-	-	(538,269)	(538,269)	
小計	(4,677,912)	(973,187)	5,112,830	(538,269)	
-	4,498,328	(1,816,687)	2,790,775	5,472,416	
継続的事业による税引前当期純利益	8,002,959	(1,708,354)	-	6,294,605	
法人税	(2,129,038)	(16,945)	-	(2,145,983)	iv
当期純利益	5,873,921	(1,725,299)	-	4,148,622	
				(2,802,004)	
				(2,589,508)	
				(499,226)	
				(263,921)	
				(225,891)	
				(6,380,550)	
				(2,231,928)	

（出所）UMCのSEC提出2013年度の20-F（F-123）。

UMCは2012年12月31日に終了する事業年度の包括利益計算書においてIFRS移行に伴う重要な差異をあげる。

i. 非支配持分の取得

IFRSによると、IFRS移行日前の非支配持分の取得は企業結合の範囲外であり、企業結合に関連するIFRS1の適用除外項目に該当せず、遡及修正が要求される。遡及修正は主に、減価償却費と減損損失の追加により、営業費を75百万NTドル、営業損失を2百万NTドル増加させ、営業外収益を1,174百万NTドル減少させる。

ii. 資本の減少と外国子会社からの資本の払い戻し

減資と資本の払い戻しにより外国営業活動への投資を減少させ、減資前後の為替換算調整勘定の差異は、R.O.C. GAAPによると、損益認識される。外国営業活動の支配を喪失しなかったもので、IAS21によれば、外国営業活動の一部を処分したとはみなされなかった。したがって、外国営業活動に関連する累積為替換算調整勘定は損益に再分類されなかった。この差異は営業外収益233百万NTドル減少させた。

iii. 自己株式と処分

IFRSによると、関連会社が保有する持ち合い株式は、自己株式として扱われるが、R.O.C. GAAPによると、子会社が保有する持ち合い株式のみが自己株式として処理される。この修正によって、関連会社と共同支配事業体の損益を69百万NTドル減少させた。

iv. その他

その他の修正が営業費用の27百万NTドルの増加、営業損失の212百万NTドルの減少、その他の営業費用2,791百万NTドルの増加、営業外収益の2,450百万NTドルの減少、17百万NTドルの税金の増加をもたらした。

半導体パッケージングおよびテストサービス事業を行うSiliconware Precision Industries Co., Ltd.は、TWSEに株式上場し、NASDAQでADRを発行（銘柄名SPIL）している。SPILは2013年からIFRSを適用しており、SECに提出した2013年のForm 20-FにおいてR.O.C. GAAPからIFRSへの移行の影響を次のように開示している。

表5 SPILの包括利益計算書（決算日：2012.12.31）

	R.O.C. GAAP	修正	IFRS
	千NTドル	千NTドル	千NTドル
売上高	64,654,558	-	64,654,558
売上原価	(52,876,957)	(38,642)	(52,915,599)
売上総利益	11,777,601	(38,642)	11,738,959
販売費	(797,126)	(11,294)	(808,420)
一般管理費	(1,980,081)	(3,596)	(1,983,677)
研究開発費	(2,554,469)	(4,595)	(2,559,064)
営業費	(5,331,676)	(19,485)	(5,351,161)
営業利益	6,445,925	(58,127)	6,387,798
営業外収益	441,639	(114,753)	326,886
その他の利得・損失	224,957	(56,161)	168,796
金融費用	(197,314)	-	(197,314)
その他の費用	(94,409)	200,170	105,761
税引前当期純利益	6,820,798	(28,871)	6,791,927
法人税	(1,201,196)	(28,499)	(1,229,695)
当期純利益	5,619,602	(57,370)	5,562,232
その他の包括利益			
外貨表示財務諸表の為替換算差額			(255,037)
売却可能金融商品に係る未実現利得（損失）			46,038
過去従業員給付債務に係る保険数理上の利得または損失			(14,306)
その他の包括利益			(223,305)
当期包括利益			5,338,927

（出所）SPILのSEC提出2013年度の20-F（F-51）。

電気通信業者Chunghwa Telecom Co., Ltd（チュンファ・テレコム）は、TWSEに株式上場し、NYSEでADRを発行（銘柄名CHT）している。CHTは2013年からIFRSを適用しており、SECに提出した2013年のForm 20-FにおいてR.O.C. GAAPからIFRSへの移行の影響を次のように開示している。

表 6 CHT の包括利益計算書（決算日：2012.12.31）

項目	R.O.C. GAAP 百万 NT ドル	IFRS 移行の影響		百万 NT ドル	項目
		認識測定 の差	表示の差		
純売上高	220,131	1,289	-	221,420	売上高
売上原価	(141,177)	(336)	-	(141,513)	売上原価
売上総利益	78,954	953	-	79,907	売上総利益
営業費	(30,041)	78	36	(29,927)	営業費
他の収益・費用	-	-	(1,569)	(1,569)	他の収益・費用
営業利益	48,913	1,031	(1,533)	48,411	営業利益
営業外収益・費用	(17)	(10)	1,569	1,542	営業外収益・費用
税引前当期純利益	48,896	1,021	36	49,953	税引前利益
法人税	(7,858)	558	(36)	(7,336)	法人税
当期純利益	41,038	1,579	-	42,617	当期純利益
				(1,539)	その他の包括利益:
				(18)	確定給付年金の再測定
				265	関連会社の確定給付年金の再測定の割合
				(1,292)	その他の包括利益関連項目に係る税金
				(58)	将来、再分類されない項目:
				(8)	為替換算調整勘定
				192	外国関連会社の活動の為替換算差額の割合
				126	売却可能金融資産の未実現利得
				(1,166)	その他の包括利益合計
				41,451	当期包括利益

（出所）CHT の SEC 提出 2013 年度の 20-F（F-90）。

半導体テスト・組立サービスを提供するChipMOS Technologies Bermuda LTD.（以下では「IMOS」と略す）、半導体部品メーカーAdvanced Semiconductor Engineering, Inc.（以下では「ASX」と略す）およびフラットパネルディスプレイを製造するAU Optronics Corp（以下では「AUO」と略す）⁸⁾についてもSECに提出されたForm 20-Fを参照し、IFRS適用の利益への影響を調査した。

NYSEまたはNASDAQで株式、ADRを上場するこれらの台湾企業7社について、(1)式に示される比較可能性の指標（Comparability Index：CI）を用い、R.O.C. GAAPからTIFRSへの移行の影響を測定した⁹⁾。R.O.C. GAAP純利益がTIFRS純利益より低くければ、CIは1より小さくなる。R.O.C. GAAP純利益がTIFRSと等しければ、CIは1となる。R.O.C. GAAP純利益がTIFRS純利益より高ければ、CIは1より大きくなる。

CHT, ASX, およびAUOのCIは1より小さく、R.O.C. GAAPからTIFRSへの変更の結果、純利益が上昇した。他の4社のCIは1を超え、R.O.C. GAAPからTIFRSへの変更は、純利益を低下させた。UMCとIMOSを除いて、IFRS適用後の純利益の増減率は5%以内にとどまった。

$$CI = 1 - \left(\frac{\text{純利益}_{TIFRS} - \text{純利益}_{R.O.C. GAAP}}{|\text{純利益}_{R.O.C. GAAP}|} \right) \quad (1)$$

表 7 CI の測定結果

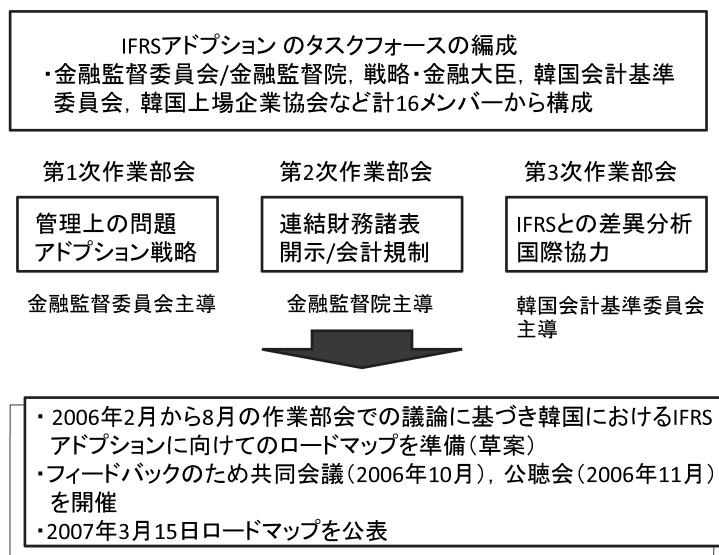
企業名	R.O.C GAAP 純利益	調整額	TIFRS 純利益	CI
TSMC	165,963.7	(6,677.3)	159,286.4	1.04
UMC	5,873,921.0	(1,725,299.0)	4,148,622.0	1.29
SPIL	5,619,602.0	(57,370.0)	5,562,232.0	1.01
CHT	41,038.0	1,579.0	42,617.0	0.96
IMOS	789,348.0	(119,692.0)	669,656.0	1.15
ASX	13,548,908.0	99,390.0	13,648,298.0	0.99
AUO	(55,907,004.0)	3,288,957.0	(52,618,047.0)	0.94

3 韓国における IFRS 適用規制と事例分析

3.1 韓国の IFRS アドプションへのロードマップ

1997年の東アジア金融危機を引き金に、韓国に独立した民間の会計基準設定機関を設立し、財務諸表の透明性を高めることを提案する国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD）の要求が受け入れられた。1999年9月に韓国会計研究院（Korea Accounting Institute：KAI）が設立され、金融監督委員会（Financial Supervisory Commission：FSC、後に金融監督院Financial Supervisory Service：FSSに改組）は、2000年7月に韓国会計基準委員会（KASB）に会計基準の設定・改訂を指示した。KASBは、IMFとIBRDの要求に応じ、IFRSと遜色ないように韓国GAAPの質を向上させるため、IFRSに合わせて韓国GAAPを改訂する作業に着手した。その結果、2006年には約90%についてIFRSとのコンバージェンスが達成されたが、公正価値評価の限定適用、個別財務諸表の位置づけなどは改められず、韓国企業の財務諸表の透明性に関する国際的評価は改善されず、コリア・ディスカウント問題は解消されなかった¹⁰⁾。

図 1 韓国における IFRS アドプション調査委員会



（出所）AP4-Korean-Adoption IFRS Country Report 2013, p.7.

2011年から全上場企業に対し、IFRS適用が強制され、2009年または2010年からの自発的適用も容認された¹¹⁾。別の規制対象となる非上場金融機関を除き、金融機関にIFRS適用が義務付けられた。ロードマップには、IFRSに準拠した連結財務諸表とともに、四半期報告書、半期報告書の作成に関するスケジュールも含まれた（図2）。

図2 韓国におけるIFRSアドプションに向けたロードマップ



(出所) AP4-Korean-Adoption IFRS Country Report 2013, p.8.

韓国は、段階的適用あるいはコンバージェンス・アプローチを選択せず、ビッグバン・アプローチを採用し、特定時点にIFRSを一括導入した¹²⁾。韓国の会計規制当局は、ビッグバン・アプローチが理想的アプローチであり、このアプローチを採用すれば、一組の高品質でグローバルな会計基準の確立を指向する国際的趨勢とも合致すると目論んだ¹³⁾。

IFRSアドプション後、一元的会計制度（韓国GAAPのみ）から二元的会計制度（IFRSと非公開企業向けの会計基準）に移行した¹⁴⁾。一組の高品質な会計基準に準拠することによって、投資家に有用な情報を提供する「ベネフィット」と作成者側の負担が増加する準拠「コスト」のトレードオフ関係を勧告し、財務諸表の高度な透明性が求められる上場企業と金融機関にのみ、IFRSを強制適用することにした。上場企業ほど株主が分散していない非公開企業については、IFRS適用の負担を避け、非公開企業向けの会計基準を適用することを決定した。

3.2 韓国企業のIFRS初度適用時の純資産・純利益調整表

POSCOは韓国の鉄鋼メーカーで、韓国証券先物取引所に株式上場し、NYSEでADRを発行（銘柄名PKX）し、東京証券取引所、ロンドン証券取引所（銘柄名PIDD）にも上場している。POSCOは2011年度からIFRSを適用しており、2012年4月30日にSECに提出したForm 20-Fにおいて、韓国GAAPからIFRSへの移行の影響を次のように開示している¹⁵⁾。

IFRS1「国際財務報告基準の初度適用」の遡及適用免除規定にしたがい、IFRS移行日以前に行われた企業結合、有形固定資産のみなし原価、借入費用、為替換算調整勘定、株式報酬取引、リース取引に関する遡及修正をしていない。

IFRS移行に伴って生じた6つの重要な差異を示した¹⁶⁾。

1) 従業員給付

前年までは米国GAAPにしたがい、少なくとも1年間、労働サービスを提供し、適格要件を満たす従業員・取締役が決算日現在において雇用を停止すると仮定し、未払退職年金給付を認識していた。IFRS適用後、数理計算上の仮定に基づいて確定給付債務を認識することにした。

2) 企業結合の際に取得したのれんまたは低廉買入による利得

前年には米国GAAPにしたがい企業結合の際に取得したのれんを20年以内に定額法償却し、低廉買入による利得は、償却性資産の加重平均耐用年数にわたり戻し入れた。IFRSによると、のれんは償却されず、毎年減損テストが行われ、低廉買入による利得は、取得日の損益に算入される。

3) 金融資産の移転

米国GAAPによると、金融資産の金融機関への移転を、支配が移転した時点の処分取引として認識した。IFRSによると、金融資産のリスクと便益が実質的に留保されていれば、金融資産の認識を中止する代わりに、金融負債が認識される。

4) 繰延税金

前年には米国GAAPにしたがい、子会社その他への投資に関する簿価と課税標準の差異として繰延税金資産または繰延税金負債を認識した。IFRSによると、一時差異が実現したかを考慮し、繰延税金資産または繰延税金負債が認識される。

5) レンタル後の lot-solid apartment

前年の米国GAAPによると、レンタル後のlot-solid apartmentはオペレーティング・リースとして処理されたが、IFRSではファイナンス・リースとして処理される。

6) 連結範囲の変更

前年適用の米国GAAPにより、連結対象外とした総資産100億ウォン以下の35社を新たに連結範囲に含め、議決権付株式の保有割合が50%以下の5社を連結範囲から除外した。

表 8 K-IFRS の初度適用が POSCO の財政状態と経営成績に与えた影響（決算日：2011.12.31）

	単位:百万ウォン					注
	総資産	総負債	純資産	純利益	包括利益計	
K-GAAP	67,945,933	30,744,512	37,201,421	4,217,695	4,840,977	
調整:						
連結会社の範囲変更	(1,246,713)	(985,200)	(261,513)	206,889	130,970	6)
機械設備の再評価	1,633,056	-	1,633,056	(305,945)	(305,945)	
金融資産の移転	1,344,849	1,338,732	6,117	1,635	1,635	3)
債務保証の認識	21,304	27,443	(6,139)	(1,618)	(1,618)	
負ののれんの戻入	9,819	-	9,819	9,819	9,819	2)
のれん償却の取り消し	68,364	-	68,364	68,364	68,364	2)
確定給付債務の年金数理評価	(4,067)	91,357	(95,424)	144,073	(8,052)	1)
ファイナンス・リース	(542,848)	(557,959)	15,111	11,469	11,469	5)
建設契約	367,427	339,184	28,243	(2,942)	(2,942)	
利息費用の資産化	63,382	92,186	(28,804)	1,733	1,733	
他の修正	(89)	260,492	(260,581)	(221,402)	30,631	
繰延税金	(241,991)	(469,488)	227,497	55,881	55,881	4)
調整額合計	1,472,493	136,747	1,335,746	(32,044)	(8,055)	
K-IFRS	69,418,426	30,881,259	38,537,167	4,185,651	4,832,922	

（出所）POSCO の SEC 提出 2011 年度の 20-F（F-106）。注を追加。

たばこの製造販売を主要事業とするKT&G（旧社名Korea Tobacco and Ginseng Corporation）は、ロンドン証券取引所にも上場している。KT&Gは2009年度からIFRSを早期適用し、IFRSの適用が財政状態および経営成績に与えた影響を以下のように開示した。

表9 K-IFRSの初度適用がKT&Gの財政状態および経営成績に与えた影響（決算日：2008.12.31）

単位:百万ウォン

	総資産	総負債	純資産	当期純利益 (純損失)
K-GAAP	4,382,573	842,744	3,539,829	894,290
調整:				
建設契約に係る収益認識	37,473	67,047	(29,574)	(23,025)
退職年金給付にかかる保険数理評価	2,301	9,820	(7,519)	17,021
従業員給付-年次有給休暇と賞与支払	3,890	78,549	(74,659)	(1,590)
金融資産・金融負債の相殺	201,774	201,774	-	-
消費者金融に関連する金融資産の除去	13,344	13,344	-	-
不良債権と貸倒損失	21,009	-	21,009	11,937
会員権など	(1,007)	-	(1,007)	(66)
有形固定資産の耐用年数の変更	3,806	-	3,806	3,806
金融商品の償却原価法適用	31	(9)	40	40
持分法から原価法への変更	(537,514)	-	(537,514)	(74,705)
税金への影響	(9,249)	(154,051)	144,802	(4,732)
調整額合計	(264,142)	216,474	(480,616)	(71,314)
K-IFRS	4,118,431	1,059,218	3,059,213	822,976

（出所）KT&Gの2008年度のアニュアル・レポート，p.73。

POSCOとKT&GのIFRS初度適用時の純利益に関するCIは、それぞれ1.01、1.08であり、株主資本に関する両者のCIは、それぞれ0.96、1.14であった。この2社についてはIFRS移行後、純利益および株主持分が一樣に増加または減少する傾向は見られなかった¹⁷⁾。

4 台湾・韓国のIFRSアドプションと財務報告の質

4.1 台湾企業の財務報告の質

IFRS導入は、財務諸表の透明性を高め、財務報告あるいは利益の質が向上する効果をもつと期待される。財務報告の質が向上したかは価値関連性モデル、利益調整モデル（利益管理モデルとも称される）によって検証される。

Lin et al. [2012]は、台湾証券市場に上場する全企業のうち、Taiwan Economic Journal (TEJ) databaseに1999年から2009年までのデータが収録されている986社をサンプルとして選択し、分析期間を次の3つに分けた。第1期間は米国GAAPを参考にR.O.C. GAAPを設定した1999-2005年（ERA1）、第2期間は公正価値会計を導入し、IFRSとのコンバージェンスの進展をはかった2006-2007年（ERA2）、第3期間はFSCがタスクフォースを設置し、IFRSのフルアドプションの準備に着手した2008-2009年（ERA3）である。IFRSのフルアドプションの準備が整うにつれて、利益の質が向上したか検証するにあたり、Ashbaugh and Olsson [2002]の価値関連性モデルを用いる¹⁸⁾。

$$P_{i,t} = \alpha + \beta E_{i,t} + \epsilon_{i,t} \quad (2)$$

上記の変数は $P_{i,t}$ ：サンプル企業の財務諸表公表3カ月後の株式リターン， $E_{i,t}$ ：1株当たり利益， $\epsilon_{i,t}$ ：残差項である。

(2)式により，ERA3のAdjusted R^2 がERA1およびERA2のAdjusted R^2 より高いか検証した結果が表10に示される。

表 10 価値関連性モデルの検証結果

	ERA1			ERA2			ERA3		
切片	-1.364	(-0.419)		12.321	(32.282)	***	1.981	(2.530)	
E	29.948	(40.244)	***	5.475	(60.830)	***	14.114	(62.732)	***
F 値	1617			3700			3935		
Adjusted R^2	57.1 %			45.5 %			67.6 %		

括弧内は t 値，***は 1 %水準で有意

(出所) Lin et al. [2012], p.291.

(2)式のEの係数はどの期間においても有意であった。Adjusted R^2 はERA1からERA2にかけて下降し，ERA2からERA3にかけて上昇した。ERA2のAdjusted R^2 がもっとも低かったのは，コンバージェンスからアドプションへの移行期で，重要な基準が公表されたことにも起因している¹⁹⁾。

利益の質が向上したかを検証する第2のモデルは，利益調整の大きさを規準にした Dechow et al. [1995]，p.199の修正ジョーンズ・モデルである²⁰⁾。

$$\frac{TACC_{i,t}}{TA_{i,t-1}} = \alpha_1 \frac{1}{TA_{i,t-1}} + \alpha_2 \frac{\Delta REV_{i,t} - \Delta AR_{i,t}}{TA_{i,t-1}} + \alpha_3 \frac{PPE_{i,t}}{TA_{i,t-1}} + \epsilon_{i,t} \quad (3)$$

ここでの変数は次のとおりである。 $TACC_{i,t}$ ：企業*i*の*t*年度末の会計発生高合計， $TA_{i,t-1}$ ：企業*i*の*t*-1年度の総資産， $\Delta REV_{i,t}$ ：企業*i*の*t*年度と*t*-1年度の売上高の差， $\Delta AR_{i,t}$ ：企業*i*の*t*年度と*t*-1年度の売上債権の差， $PPE_{i,t}$ ：企業*i*の*t*年度の償却性固定資産の取得原価， $\epsilon_{i,t}$ ：残差項

$TACC_{i,t}$ は異常項目加減前利益から営業活動によるキャッシュ・フローを控除して求められる。(3)式から予測される $TACC_{i,t}$ は，経営者の裁量によって計上される裁量的発生高 (Discretionary Accruals: DACC) と非裁量的会計発生高 (Non-Discretionary Accruals: NDACC) とに区分される²¹⁾。

Tendeloo and Vanstraelen [2005]に従って，(4)式のように，修正ジョーンズ・モデルにより算定された非裁量的会計発生高の標準偏差 ($\sigma NDE_{i,t}$) を，報告利益の標準偏差 ($\sigma E_{i,t}$) で除した値を利益平準化率 (Smoothing Ratio: SR) と定義する²²⁾。NDACCのvariabilityが報告利益のvariabilityを超える部分が利益平準化行動の代理変数であり，SRは1より大きいと推計する。

$$SR_{i,t} = \sigma NDE_{i,t} / \sigma E_{i,t} \quad (4)$$

表 11 利益平準化率

Panel A: 記述統計量					
期間	平均	メディアン	第 3 四分位数	第 1 四分位数	標準偏差
ERA1	4.0224	0.8333	1.6825	0.4605	26.1984
ERA2	1.3859	0.7024	1.3879	0.3553	2.52328
ERA3	1.3256	0.4487	0.9385	0.2166	7.9503
Panel B: 分散分析					
	平均分散の P 値 注 1)		メディアン分散の P 値 注 2)		
ERA1 vs.ERA2	0.006***		0.019		
ERA1 vs.ERA3	0.003***		0.000***		
ERA2 vs.ERA3	0.806		0.000***		
ERA1 vs.ERA2 vs. ERA3	0.001***		0.000***		

注 1) T 検定, 注 2) Wilcoxon 検定

***は 1 %水準で有意

(出所) Lin et al. [2012], p.292.

表11のPanel Aは次のことを示唆する²³⁾。ERA1のSRの平均およびメディアンはIFRSとのコンバージェンスを進展させたERA2、IFRSのアドプションの準備期間ERA3より高い。米国GAAPを基礎としたERA1には、企業は裁量的会計発生高を利用して、利益のボラティリティを減少させた。IFRSとのコンバージェンスが進展するにつれて、経営者の利益平準化行動が抑制され、会計情報の質は向上した。

表11のPanel Bは、米国GAAPを基礎としたERA1の財務報告の質がERA2およびERA3より低いので、米国GAAPの質はIFRSよりも低いと推計させる²⁴⁾。

Lin et al. [2012]は、報告利益の市場リターンの説明力に関する価値関連性分析および利益調整分析によって、IFRSとのコンバージェンスの進展期間、IFRSのアドプションの準備期間を経て、経営者の利益平準化行動が抑制され、財務諸表の比較可能性が高まり、財務報告の質（利益の質）が向上したと推計した。また、IFRSが米国GAAPより優れていると主張した²⁵⁾。

Lin et al. [2012]の分析対象外の2010年以降にもIFRSの改訂・新設が行われている。とくに2013年以降においても、TIFRSに準拠した台湾企業の報告利益が市場リターンの説明力を有すると推計されるか、IFRS適用が経営者の利益平準化行動の抑制に寄与するかについて追加検証する必要がある。

IAS適用ドイツ企業の利益の質に関する先行研究では、Lin et al. [2012]とは整合しない結果が得られている。1999年から2001年のドイツ企業を対象としたTendeloo and Vanstraelen [2005]の検証結果によると、IAS適用後、利益調整の水準に有意な差が見られなかった。Bartov et al. [2005]において、ドイツGAAP、IASおよび米国GAAPの価値関連性を検証した結果、ドイツGAAP利益は、IAS利益および米国GAAP利益よりも価値関連性をもつと推計された。しかし、IAS利益と米国GAAP利益の間に価値関連性の有意な差異は見られなかった。台湾以外の国についてもIFRS利益の価値関連性を検証すること、IFRS適用後に利益調整を示す会計発生高が減少したかについて検討することが必要である。

4.2 韓国企業の財務報告の質

IFRSアドプション後、数年経過したのみであり、IFRS導入韓国企業を対象にした実証研

究の成果は、英文ジャーナルにほとんど掲載されていない。

Kim [2013]は、韓国総合株価指数 (KOSPI 200 index) を構成する137社の2009年から2012年までの財務データを手に入れた。韓国におけるIFRSのアドプシヨンによって期待される効果、すなわち財務諸表の透明性の向上と利益調整行動の減少が達成されるかについて検討した²⁶⁾。

最初に下記の(5)式と(6)式により、仮説1「*Tobin*の*q*と他の会計数値の回帰係数がIFRSアドプシヨン後に有意に変化した」かを検証した²⁷⁾。

$$Tobin \text{ の } q = \beta_0 + \beta_1 \ln(ASSET) + \beta_2 \Delta SALES + \beta_3 ROE + \beta_4 DEBT + \epsilon \quad (5)$$

$$Tobin \text{ の } q = \beta_0 + \beta_1 \ln(ASSET) + \beta_2 \Delta SALES + \beta_3 ROE + \beta_4 DEBT + \beta_5 Dummy + \epsilon \quad (6)$$

ここで $\ln(ASSET)$ ：総資産の自然対数、 $\Delta SALES$ ：売上高変動、 ROE ：資本利益率、 $DEBT$ ：有利子負債依存度（有利子負債/総資産）、 $Dummy$ ：IFRSアドプシヨンに関連するダミー変数である。 $\ln(ASSET)$ は企業規模の、 $\Delta SALES$ は成長性の、 ROE は収益性の、 $DEBT$ は安全性の代理変数である。(5)式の期待符号は β_1 , β_2 , β_3 については正で、 β_4 については負である。(6)式では、IFRSのアドプシヨン前（2009年から2010年）と後（2010年から2011年）に*Tobin*の*q*の変化が見られるかが検証される。

表 12 (5)式と(6)式の回帰結果

p	(5) 式 IFRS adoption 前	(5) 式 IFRS adoption 後	(6) 式 全期間
切片	3.115 (0.000) ***	3.003 (0.000) ***	3.077 (0.000) ***
$\ln(ASSET)$	-0.088 (0.009) ***	-0.078 (0.019) **	-0.082 (0.000) ***
$DEBT$	0.161 (0.533)	-0.175 (0.500)	-0.027 (0.880)
$\Delta SALES$	0.186 (0.201)	0.438 (0.027) **	0.265 (0.023) **
ROE	0.000 (0.980)	0.001 (0.350)	0.000 (0.860)
$Dummy$			-0.024 (0.699)
F 値	2.37	3.536	4.228
Adj R^2	0.020	0.0358	0.0294

括弧内は p 値, N=534

* 5 %水準, ** 1 %水準, *** 0.1 %水準で有意

[出所]Kim [2013], p.267.

IFRSのアドプシヨン前には(5)式の係数のうち、有意であったのは切片と総資産の自然対数の係数のみで、後者の符号は期待に反して負であった（表12の第1列）。IFRSのアドプ

ション後には(5)式の係数のうち、売上増加の係数も有意であったが、有利子負債依存度の係数とROEの係数は有意ではなく、前者の係数の符号は、正から負に変化した(表12の第2列)。IFRSのアドプシヨ前後両方を対象期間とする(6)式の係数の符号は、IFRSのアドプシヨ後の(5)式の係数と同じで、有意な係数に変化はなかった(表12の第3列)。(6)式に含まれたダミー変数の係数も有意でなく、IFRSのアドプシヨ前後にTobinの q の有意な変化が見られず、全体的にAdj R^2 は低い²⁸⁾。

(7)式と(8)式により、仮説2「IFRSのアドプシヨが裁量的会計発生高を減少させた」かを検証した²⁹⁾。

$$\frac{NDA_t}{A_{t-1}} = \hat{a}_0 \left[\frac{1}{A_{t-1}} \right] + \hat{a}_1 \left[\frac{(\Delta REV_t - \Delta AR_t)}{A_{t-1}} \right] + \hat{a}_2 \left[\frac{PPE_t}{A_{t-1}} \right] + \epsilon_t \quad (7)$$

$$DA_t = \frac{TA_t}{A_{t-1}} - \left(\hat{a}_0 \left[\frac{1}{A_{t-1}} \right] + \hat{a}_1 \left[\frac{(\Delta REV_t - \Delta AR_t)}{A_{t-1}} \right] + \hat{a}_2 \left[\frac{PPE_t}{A_{t-1}} \right] \right) \quad (8)$$

上記において、 NDA_t ： t 時点の非裁量的会計発生高、 A_{t-1} ： $t-1$ 時点の総資産、 ΔREV_t ： t 時点の売上高の対前年増減、 ΔAR_t ： t 時点の売上債権の対前年増減、 PPE_t ： t 時点の有形固定資産、 TA_t ： t 時点の会計発生高合計、 DA_t ： t 時点の裁量的会計発生高である。

t 時点の売上高の差から t 時点の売上債権の差を控除した額の係数と t 時点の有形固定資産の係数は、5%または1%水準で有意であったが、切片の係数は有意でなく、Adj R^2 も低かった。

表 13 (7)式の回帰結果

	係数	標準偏差	t 値	p 値
$1/A_{t-1}$	55797.45	35634.13	1.57	0.12
$(\Delta REV_t - \Delta AR_t)/A_{t-1}$	-0.06	0.04	-1.70	0.09*
PPE_t/A_{t-1}	-0.07	0.01	-4.74	0.00***
F 値	6.15E-15			
Adj R^2	0.222			

* 5 %水準, ** 1 %水準, *** 0.1 %水準で有意

[出所]Kim [2013], p.268.

5 むすび

ムービング・ターゲットと称されるIFRSに合わせて基準間の差異解消に努める方針を変更し、IFRSのアドプシヨへと舵を切る国・地域が近年、増加傾向にある。台湾・韓国もそのひとつである。小稿では、両国がIFRSのアドプシヨに向けてどのように会計制度を整備したか、IFRSの初度適用は、両国に本拠を置く企業の純利益および純資産に、どの程度影響をおよぼしたか、IFRSのアドプシヨが財務報告の質を向上させたかについて検討した。

IFRSアドプシヨのロードマップ公表は韓国が2007年3月、台湾は2009年6月で、両国では2013年1月1日以降に開始される事業年度からは上場企業、金融機関に対し、個別財務諸

表にもIFRS適用を義務付けている。個別財務諸表は日本基準に、連結財務諸表はIFRSに準拠すること、すなわち連単分離を認める日本と対照的である。台湾企業7社と韓国企業2社の比較可能性の指標（CI）を測定し、IFRS初度適用が純利益に与えた影響を分析した。最大のCIはUnited Microelectronics Corporation（UMC）の1.29、最小はAU Optronics Corp（AUO）の0.94、ほとんどの企業はIFRS適用後の純利益増減率は5%以内にとどまった。

Lin et al. [2012]は、1999年から2009年までを3期間に分け、台湾証券取引所上場企業を対象に価値関連性モデル分析、利益調整モデル（修正ジョーンズ・モデル）分析を行い、利益の質が向上したと推計した。Kim [2013]は、2009年から2012年までを分析期間とし、韓国総合株価指数構成銘柄企業を対象に、裁量的会計発生高の多寡をもって財務報告の質を測定する修正ジョーンズ・モデルの検証を試みた。検証の結果、韓国においてはIFRSアドプション後、財務報告の質に変化はないと推計した。同様に修正ジョーンズ・モデルを用いながら、異なる推計結果がもたらされたことは注目に値する。

説明変数として Δ CFOを追加したCFO修正ジョーンズ・モデルは、修正ジョーンズ・モデルより決定係数が高くなると言われる。CFO修正ジョーンズ・モデルによる検証も試みるべきである。修正ジョーンズ・モデルに、企業の業績尺度を示すROAを説明変数として追加するモデルの検証も有用であろう³⁰⁾。

米国証券市場で上場し、SEC基準を採用する日本企業は、米国GAAPの適用が容認されている。米国GAAP適用経験をもち、IFRSへ移行した台湾企業の事例は、SEC基準を採用する一部の日本企業がIFRS導入の課題を発見する手掛かりになると考えられる。IFRSのアドプションに取り組んだ韓国の代表的企業を対象とした実証研究の手法とその解釈が適正であるとすれば、日本におけるIFRSアドプションも、財務報告の質向上に必ずしも貢献しない可能性を示唆する。

〔注〕

- 1) Pacter [2014a]およびPacter [2015a]を参照。IFRSの適用範囲、取込（endorsement）プロセス、監査報告書の記載方法、一部適用除外（carve-out）項目などに関するIFRS適用プロフィールは、各国の会計基準設定主体・証券規制当局・国際的監査法人のチェックを受けて作成された（Pacter [2014b], 120頁およびPacter [2015b], p.7）。
- 2) 米国は国内上場企業にIFRSの適用を強制も容認もしないが、外国上場企業にはIFRS適用を認めている。Pacterは米国の銀行・監査法人にとって、IFRS財務諸表は目新しいものではなくなくなっていることを次のように指摘する。「500以上のSEC登録企業が米国GAAPへの調整表の添付なしのIFRS財務諸表を米国投資家に提供している。米国の銀行員は外国企業、外国企業の米国子会社、米国企業の外国子会社への融資に際し、毎日IFRS財務諸表を目にしている。米国の監査法人もIFRS財務諸表の監査を行っている。」（Pacter [2015a], p.15）。
- 3) 台湾に焦点を当てたのは、筆者が本共同研究プロジェクト期間中の2013年10月24・25日に、東呉大学で開催された台湾会計学会に出席する機会を得たからでもある。同学会では、台湾企業を対象に、SECの外国民間発行体向けの開示規制、すなわちForm 20-F Reconciliationに関する研究成果が報告されていた。

- 4) 2003 年以前に台湾では米国 GAAP のフレームワークに依拠していたが、1999 年から会計基準を IFRS に合わせる作業に着手した。1999 年以降の作業の成果が 2003 年の金融商品会計基準、2004 年の資産の減損会計基準、2005 年の金融商品（認識と測定）会計基準、2007 年の株式報酬の会計基準、2008 年の保険契約の会計基準で実を結んだと解される（Chi et al. [2013], p.1463）。
- 5) 台湾におけるIFRSアドプションに向けてのロードマップは、以下から入手可能である。
<http://www.ardf.org.tw/english/Roadmap%20toward%20IFRS%20Adoption%20in%20Taiwan-2009.pdf>.
 Mohapatra [2012], pp.130-131でも台湾のIFRSアドプションのロードマップが示されている。
- 6) IASB のプロジェクト完了まで、台湾では単体財務諸表においても持分法適用を容認している（Pacter [2014b], 121 頁）。2011 年 6 月に大手監査法人を訪問し、現地調査した結果によれば、当初認識後の有形固定資産および投資不動産に対し、原価法のみ適用が認められる可能性があることの他に、非公開企業への投資の公正価値測定、機能通貨の変更などがアドプションの課題であることが明らかとなった（仲尾次 [2012], 88-89 頁）。
- 7) 純資産、株価に重大な影響がおよぶと判断した場合、その旨をウェブで速報することを求める FSC の指示に従い、129 社が純資産への影響を速報したが、97 社の純資産の増減率は 5%にとどまった（仲尾次[2015], 108 頁）。
- 8) IMOS は、本社所在地をバミューダ諸島とする台湾の持株会社である。IMOS, ASX, AUO の包括利益計算書に関連する TIFRS 移行情報は、EDGAR から入手した各社の Form 20-F の F-58, F-94, F-105, F-106 による。
- 9) CI は当初、保守主義の指標と称された。後に会計処理が保守的であるか否かの判断に関わりなく、会計処理の比較に焦点を当てるため、比較可能性の指標に名称変更された（Gray et al. [2009], p.437）。
- 10) アジア通貨危機をきっかけとした韓国 GAAP と IFRS のコンバージェンスの進展については、2013 年 1 月の Agenda Paper4 Trustee Meeting :IFRS Adoption and Implementation in Korea, and the Lessons Learned, IFRS Country Report, Korea Accounting Standards Board Financial Supervisory Service, p.6 を参照。同報告書は <http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/Trustees/2013/January/AP4-Korean-Adoption.pdf> から入手可能。
- 11) ただし、金融機関については早期適用は認められなかった。
- 12) 一括導入したとはいえ、代替案の一部削除、注記開示などに関する修正を含み、現行会計基準の改訂を準用し、IFRS の国内化をはかった（杉本[2011], 4 頁）。
- 13) IFRS Report by Country 2013, p.9.
- 14) IFRS Report by Country 2013, p.9.
- 15) 2011 年 6 月 24 日に SEC に提出した 2010 年度の Form 20-F においては、韓国 GAAP から米国 GAAP への調整表を開示していた。
- 16) POSCO の 2011 年度 Form 20-F の F-102, F-103, F-104, F-105 を参照。
- 17) 本稿では金融機関について詳述していない。杉本[2015], 27-33 頁では、IFRS アド

プシオン後、貸倒損失の設定が予想損失モデルから発生損失モデルに変更されたことに伴う金融機関の純資産、自己資本利益率、課税所得などへの影響が検討されている。

- 18) Lin et al. [2012], p.289.
- 19) Lin et al. [2012], p.292.株式報酬に関する SFAS39 が 2007 年 8 月に、2008 年 12 月 4 日に保険契約に関する SFAS40 と金融商品に関する改訂 SFAS34 が公表された (<http://www.ardf.org.tw/downloads/project%20plan%20update%202009.pdf>)。
- 20) Lin et al. [2012], p.290.修正ジョーンズ・モデルは、納期調整により売上高を裁量的に操作できることを考慮して、経営者が操作不能と仮定した売上高の対前年増減ではなく、売上高の対前年増減から売上債権の対前年増減を控除した額を独立変数とするモデルである (首藤[2010], 95-96 頁)。修正ジョーンズ・モデルは、売上高の対前年増減と償却性固定資産の取得原価を独立変数とするジョーンズ・モデル (Jones [1991], p.211) より統計的説明力が高いとされ、しばしば採用されるが、それらの独立変数を必然的に用いる確たる理由はないとも言われる (大日方[2007], 248-249 頁)。
- 21) 前者を異常発生高 (abnormal accruals), 後者を正常発生高 (normal accruals) とも言う (須田[2010], 322 頁)。
- 22) Lin et al. [2012], p.290.
経営者が利益操作を行う意図で、裁量的会計発生高を利用し、その結果、利益の偏差は減少すると仮定する。
- 23) Lin et al. [2012], p.292
- 24) Lin et al. [2012], p.292.この推計結果は、Ashbaugh and Olsson [2002] とも整合的である。
- 25) Lin et al. [2012], p.293.当時の台湾 GAAP が米国 GAAP を参照して設定され、米国 GAAP と類似しているとは言え、米国 GAAP と等しいわけではない。この検証結果をもって、IFRS が米国 GAAP より優れていると判断するのは早計であるとも言えよう。
- 26) Kim [2013] の他にも IFRS の早期適用・強制適用韓国企業を対象に、会計情報の価値関連性を分析した研究成果が公表され、また、IFRS 導入準備コストを報告した韓国企業の特徴の析出を試みた論文も公表されている (杉本 [2013], 823-824 頁)。韓国では IFRS アドプシオンの 2 年前の財務諸表において、K-IFRS と従来の GAAP の差異のうち、重要な影響を及ぼすと予想される事項を注記開示することが要請された (杉本[2014], 24 頁)。
- 27) Kim [2013], p.266. *Tobin* の q は、負債の時価総額と株式の時価総額の合計を、総保有資産の再取得価格で除した値である。*Tobin* の q が 1 より小さいと株価は過小評価されており、1 より高いと株価は過大評価されているとみなす。ここでは *Tobin* の q を企業の市場価値の指標と捉えている (Allayannis and Weston [2001], p.249)。
- 28) 従属変数である *Tobin* の q と有利子負債依存度などの独立変数、独立変数間の相関係数を計算した結果、多重共線性問題は生じなかった (Kim [2013], p.267 の Table.5)。
- 29) Kim [2013], p.266.使用する記号は異なるが、(3)式と同じ修正ジョーンズ・モデルである。
- 30) 会計発生高とキャッシュフローの変化額の間に負の相関が見られるとはいえ、

△ CFO を説明変数に加える理論的根拠はなく、CFO 修正ジョーンズ・モデルにも問題がある。また、ROA を説明変数として追加するモデルも理論的根拠に欠くとも評される（太田 [2007], 116 頁）

〔参考文献〕

- [1] Allayannis, George and James P. Weston (2001) “The Use of Foreign Currency Derivatives and Firm Market Value,” *Review of Financial Studies*, Vol. 14, No. 1, pp. 243-276.
- [2] Ashbaugh, Hollis and Per Olsson (2002) “An Exploratory Study of the Valuation Properties of Cross-Listed Firms’ IAS and U.S. GAAP Earnings and Book Values,” *Accounting Review*, Vol. 77, No. 1, pp. 107-126.
- [3] Bartov, Eli, Stephen R. Goldberg, and Myungsun Kim (2005) “Comparative Value Relevance among German, U.S., and International Accounting Standards: a German Stock Market Perspective,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 20, No. 2, pp. 95-119.
- [4] Chi, Wuchun, Dan Dhaliwal, Oliver Zhen Li, and Tzong-Huei Lin (2013) “Voluntary Reporting Incentives and Reporting Quality: Evidence from a Reporting Regime Change for Private Firms in Taiwan,” *Contemporary Accounting Research*, Vol. 30, No. 4, pp. 1462-1489.
- [5] Dechow, Patricia M., Richard G. Sloan, and Amy P. Sweeny (1995) “Detecting Earnings Management,” *Accounting Review*, Vol. 70, No. 2, pp. 193-225.
- [6] Gray, Sidney J., Cheryl L. Linthicum, and Donna L. Street (2009) “Have ‘European’ and US GAAP Measures of Income and Equity Converged under IFRS? Evidence from European Companies listed in the US,” *Accounting and Business Research*, Vol. 39, No. 5, pp. 431-437.
- [7] Jones, Jennifer J. (1991) “Earnings Management During Import Relief Investigations,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 29, No. 2, pp. 193-228.
- [8] Kim, Jeong Yeon (2013) “Changes in Firm’s Market Value and Discretionary Accruals with the Adoption of IFRS in South Korea,” *International Journal of Economics and Statistics*, Vol. 4, No. 1, pp. 263-270.
- [9] Lin, Ching-Chieh, Chi-Yun Hua, Wen-Hsiang Lin, and Wen-Chih Lee (2012) “IFRS Adoption and Financial Reporting Quality: Taiwan Experience,” *International Journal of Academic Research in Accounting, Finance and Management Sciences*, Vol. 2, No. 4, pp. 285-294.
- [10] Mohapatra, A. K. Das (2012) *International Accounting*: PHI Learning Private Limited.
- [11] Pacter, Paul (2014a) “Global Accounting Standards—From Vision to Reality,” *CPA Journal*, Vol. 81, No. 8, pp. 6-10.
- [12] ————— (2014b) 「国際会計基準－世界における適用状況 IFRS 各国別適用状況調査－」, 『企業会計』, 第 66 巻, 第 8 号, 118-123 頁.
- [13] ————— (2015a) “Global Reach of IFRS Is Expanding,” *CPA Journal*, Vol. 85, No. 7, pp. 13-16.
- [14] ————— (2015b) *IFRS as global standards: a pocket guide*: IFRS©Foundation.
- [15] Tendeloo, Brenda Van and Ann Vanstraelen (2005) “Earnings Management under German GAAP versus IFRS,” *European Accounting Review*, Vol. 14, No. 1, pp. 155-180.
- [16] 太田浩司 (2007) 「利益調整研究における会計発生高モデルについて」, 『企業会計』,

第 59 卷, 第 4 号, 114-120 頁.

- [17] 大日方隆(2007)『アドバンスト財務会計－理論と実証分析－』, 中央経済社.
- [18] 首藤昭信(2010)『日本企業の利益調整－理論と実証－』, 中央経済社.
- [19] 杉本徳栄(2011)「韓国の IFRS 導入と会計制度」, 杉本徳栄・趙盛豹(編)『事例分析韓国企業の IFRS 導入』, 中央経済社, 21-64 頁.
- [20] ———(2013)「IFRS アドプションから 1 年韓国上場企業の導入後分析－会計の透明性・会計信用度の向上はあったか－」, 『企業会計』, 第 65 巻, 第 6 号, 818-826 頁.
- [21] ———(2014)「IFRS に対する各国の対応－EU, カナダおよび韓国の事例－」, 『証券アナリストジャーナル』, 第 52 巻, 第 9 号, 19-27 頁.
- [22] ———(2015)「金融機関の IFRS の導入効果」, 『ビジネス&アカウンティングレビュー』, 第 15 号, 19-37 頁.
- [23] 須田一幸(2010)「会計発生高と企業価値評価」, 桜井久勝(編)『企業価値評価の実証分析－モデルと会計情報の有用性検証－』, 中央経済社, 316-359 頁.
- [24] 仲尾次洋子(2012)「台湾における IFRS アドプションの課題－台湾企業の事例を手がかりとして－」, 『會計』, 第 181 巻, 第 1 号, 82-92 頁.
- [25] ———(2015)「IFRS 適用の影響に関する海外調査報告:台湾－会計基準設定主体・会計監査人の見方－」, 『企業会計』, 第 67 巻, 第 6 号, 106-110 頁.

謝辞

本稿は平成25・26年度日本大学商学部会計学研究所共同研究プロジェクトの研究成果の一部である。研究費を助成いただいた日本大学商学部, 会計学研究所に感謝いたします。

Abstract

Paul Pacter, a member of International Financial Reporting Standards Board (IASB) conducted surveys on the adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS). Although its adoption of IFRS for SMEs (small and medium-sized entities) is deliberated, a number of jurisdictions require pure IFRS that does not include carve-out for all or most domestic publicly traded companies. Taiwan and Korea also require IFRS for domestic listed companies and financial institutions. In this article, the author has overviewed IFRS adoption processes in Taiwan and Korea, conducted an analysis of the impact of IFRS adoption on net income, and investigated financial reporting quality after IFRS adoption.